

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	株式会社パートナーズ四国
拠点の所在地	香川県高松市朝日町5丁目5番1号

※2026年6月1日現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①－②)÷①
208	59	13,183	10,355	21.5%

● マージン率とは

派遣先より株式会社パートナーズ四国に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

● マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金
会社運営費用	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)、登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法定手続費用・事務所費・通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

キャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口		087-826-2671				
教育訓練の種類		対象者	実施主体	実施方法	賃金 支給	費用 負担
入社時等基礎 教育訓練	派遣就業に当たって	新規 採用者	派遣元	Off-JT	有	無
	ビジネスマナー研修					
職能別訓練	パソコン研修(基礎講座・初級)	1年以上の 雇用が見 込まれる方				
職種転換訓練	事務実務処理能力(中級)					
階層別訓練	職場リーダー研修(初級編)					
その他教育訓練	ビジネススキル	派遣元／ 派遣先	OJT／ Off-JT			
	資格取得支援					

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

各種保険完備	労働者災害補償保険、健康保険、厚生年金保険、雇用保険
年次有給休暇	有給休暇を活用し心身ともにリフレッシュしてください
定期健康診断	派遣先との提携により就業時間内受診ができます
交通費実費支給	原則実費支給(別途規定あり)
退職金制度	退職手当の受給に必要な最低勤続年数(3年)

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	:	締結済
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	:	原則として、全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	:	2027年3月31日